処 分 基 準

B-r-6 令和6年4月1日作成

法 令 名: 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項: 第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項

処分の概要:自動車の使用制限命令

原権者(委任先): 愛知県公安委員会

法令の定め

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
 - ・第19条第1項(道路交通法の規定の読替え適用等)
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令
 - ・第4条(道路交通法施行令の規定の読替え適用等)
- 道路交通法
 - ・第75条の2第1項(自動車の使用制限命令)
- 道路交通法施行令
 - ・第26条の7 (自動車の使用の制限の基準)

処 分 基 準:

使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及 び車種に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

問い合わせ先: 愛知県警察本部交通指導課指導企画係

電話 (052) 951-1611 内線 5125

備 考: